

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、「高度な信頼性を求められる国内外の社会基盤サービスの領域において、専門性の高いIT技能集団による最新テクノロジーがお客様に新たな価値を提供し、未来を創造していく」という経営理念の実現に向けて事業展開を推進するにあたり、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の継続的な向上と企業の社会的責任を果たし、社会に信頼される会社を目指していくこととしている。

これらを実現するために、取締役及び社員一同の職務執行の適正を確保するための体制を整備し、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの信頼関係を構築していくことが経営の最重要課題の一つと認識して、最良のコーポレート・ガバナンスの実践と継続的な改善の取り組みを続けていくものである。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【補充原則1-2】

当社の海外投資家比率は現状低い水準であることから、現段階では招集通知の英訳は考えておりませんが、今後については海外投資家比率が概ね20%超を目安に検討してまいります。なお、議決権の電子行使プラットフォームにおいてはその実施を可能とする環境を整備しております。

#### 【補充原則1-2】

当社は、定款の定めのとおり、株主総会に出席し議決権の行使をする株主を、当社の議決権を有する株主1名を代理人と定めております。いわゆる実質株主と呼ばれる、株主名簿に登録のない機関投資家等の出席については、株主名簿管理人であり株式代行事務を担当する信託銀行も交え今後の課題として検討してまいります。

#### 【原則1-4. 政策保有株式】

当社が純投資以外の目的で上場株式を保有するに当たっては、運用収益の安定的な確保及び発行体との総合的な取引関係の維持・強化による受注機会の増加や、当社の企業価値向上につなげるなど様々な検討を十分行ったうえで行うこととし、取引や事業に必要である場合を除き、他社の株式を取得・保有しないことを基本とし、保有の是非については、取締役会で決議いたします。なお、保有の適否に関しましては、現在保有している上場株式については取締役会において検証し、相応に投資採算を確保でき、保有意義があるものと判断しております。また、議決権の行使に当たっては、投資先企業の持続的な成長と企業価値向上により、当社の利益に繋がることを前提に行うこととしております。

#### 【補充原則2-4】

当社は、中期経営計画において持続的な成長に重要な要素として「ITエンジニアの人数と質」を掲げ取り組みを進めております。なお、現在のところ、事業の特性上、外国人の管理職登用は進めておらず、また、人材育成方針・社内環境整備方針についても検討段階であり、今後の課題としてまいります。

#### 【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を設けておりません。

#### 【補充原則3-1】

当社の海外投資家比率は現状低い水準であり、現段階では英語での情報の開示・提供は検討しておりません。なお、今後については海外投資家比率が概ね20%超を目安に対応してまいります。

#### 【補充原則4-1】

最高経営責任者の選任については、具体的な後継者計画を定めておりませんが、社内外を問わず、人格・見識に優れた人物であること、また豊富な専門的知識と経験を有する人物を候補者としております。次期代表取締役の指名にあたっては、取締役会の決議により選定しております。

#### 【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

当社は取締役会で決議すべき事項について客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行いつつ、迅速・果断な意思決定を行ったうえで業務執行を行っております。また、取締役、執行役員の報酬については、毎年株主総会後の取締役会において、会社の業績や経営内容を総合的に勘案し、個別に決定しております。なお、当社の事業特性に鑑み中長期的な業績連動報酬の導入が難しく、現状ではインセンティブ付けは困難であると考えております。

#### 【補充原則4-2】

当社は取締役、執行役員の報酬については、毎年株主総会後の取締役会において、会社の業績や経営内容を総合的に勘案し、個別に決定しており、原則4-2に記載の通り、現状では当社の事業特性に鑑み中長期的な業績連動報酬の導入については困難であると考えております。

#### 【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、独立社外取締役を1名選任し、客観的、中立的な立場から各取締役、監査役とも積極的に意見交換、また取締役会へも意見具申を行っていることから、社外取締役として求められる責務を十分に果たしております。なお、現在は、規模や特性等を総合的に勘案し、十分なガバナンス体制を整えているものと考えておりますが、今後におきましては、会社の成長に併せ、2名以上の社外取締役の選任あるいは監査等委員会設置会社への移行について検討を進めてまいります。

【補充原則4 - 8】

当社は支配株主を有しておりますが、3分の1以上の独立社外取締役を選任しておりません。なお、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為については、独立社外取締役を含む取締役会で審議・検討を行う体制を整備しております。

【補充原則4 - 10】

当社では、独立社外取締役を選任しております。取締役会の過半数には達成しておりませんが、高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて適切な関与・助言を与えております。なお、指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会については当社事情に鑑み、現在のところ設置は考えておりません。

【原則4 - 11 . 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、その役割・責務を果たすための知識・経験・能力を備えた人材を各部門より選出、構成されております。現状、女性の役員は1名しかおりませんが、ジェンダーを意識した多様性確保については引き続き検討してまいります。

国際性の面については、海外投資家比率、海外事業割合いずれも現状低い水準であることから現状において必要性はないものと考えております。

また、当社監査役は財務・会計に関する十分な知見を有している者が選任されております。

取締役会の機能向上を図る観点から、四半期に一度、業務執行取締役から担当業務の業務執行状況や経営課題進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行っています。

【補充原則4 - 11】

当社の取締役会は、各事業分野での知識・経験・能力が異なる取締役で構成されております。また、社外取締役は会社法及び名古屋証券取引所が定める独立性基準を満たす独立社外役員として届け出ており、取締役会において独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論が可能となっております。なお、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスにつきましては、現時点で開示はしておりませんが、今後、開示を検討してまいります。

【補充原則4 - 11】

取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することは行っておりませんが、取締役会の実効性について分析・評価を行う仕組みとして、当社では、四半期に一度、業務執行取締役から担当業務の業務執行状況や経営課題進捗状況の報告を受け、経営状況について相互に監視する仕組みとするなど当社の取締役会全体の実効性については有効に機能していると考えております。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

当社が純投資以外の目的で上場株式を保有するに当たっては、運用収益の安定的な確保及び発行体との総合的な取引関係の維持・強化による受注機会の増加や、当社の企業価値向上につなげるなど様々な検討を十分行ったうえで行うこととし、取引や事業に必要である場合を除き、他社の株式を取得・保有しないことを基本とし、保有の是非については、取締役会で決議いたします。なお、保有の適否に関しましては、現在保有している上場株式については取締役会において検証し、相応に投資採算を確保でき、保有意義があるものと判断しております。また、議決権の行使に当たっては、投資先企業の持続的な成長と企業価値向上により、当社の利益に繋がることを前提に行なうこととしております。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社は、取締役及び取締役が実質的に支配する法人等との競業取引及び利益相反取引は、関連当事者取引管理規程に従って、取締役会での承認を得ることとしています。

【補充原則2 - 4】

当社は、中期経営計画において持続的な成長に重要な要素として「ITエンジニアの人数と質」を掲げ取り組みを進めております。なお、現在のところ、事業の特性上、外国人の管理職登用は進めておらず、また、人材育成方針・社内環境整備方針についても検討段階であり、今後の課題としてまいります。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を設けておりません。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

( ) 経営理念、経営計画等は当社ホームページに掲載しております。

( ) コーポレート・ガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しております。

( ) 当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2024年3月28日であり、取締役の報酬の限度額を1億円以内と決議しております。又、当社の監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2022年3月30日であり、監査役の報酬の限度額を2千万円以内としております。

( ) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、国籍、経歴、性別を問うことなく、人格・見識に優れた人物であることを求めています。業務執行を担当する取締役については豊富な専門的知識と経験を有する人物を候補者とし、社外取締役、監査役については出身分野における豊富な知識と経験を有する人物を候補者としております。なお、経営陣幹部の解任については、法令違反その他客観的にふさわしくない行為をしたと認められる場合に、取締役会にて審議することとしております。

( ) 取締役候補者及び監査役候補者については、上記( )を踏まえ選任しております。

【補充原則3 - 1】

当社は、サステナビリティは重要な経営課題の一つであると認識しており、サステナビリティ重要課題(マテリアリティ)として「全てのITエンジニアが働きやすい環境を創り出す」「様々な社会と繋がりを持ち、共に成長する」という2つの重要課題を掲げ、具体的なアクションとして以下の3つの領域において持続可能な社会の実現に向けた取り組みを行っています。

人事領域

システム開発領域

企業活動領域

また、当社は、ITを通じた社会問題の解決により、SDGsの理念である「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現に向け取り組みを行っています。テーマに「共創未来」を掲げ、社会との関わりを通じ、さまざまなステークホルダーと共に未来を作ることを目指し、前掲の2つの重要課題(マテリアリティ)を設定し取り組んでおります。

【補充原則4 - 1】

当社の取締役会は、取締役6名(うち、社外取締役1名)で構成され、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は毎月1回開催する他、必要に応じて随時に開催し、的確性と迅速性を確保した体制を整備しております。

また、当社は、執行役員制度を導入しており、与えられた権限と代表取締役の委嘱する業務の範囲内で担当業務の執行責任を果たすこととし、業務執行の効率化と意思決定の迅速化に努めております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の判断基準は、当社との間に人的関係、資本的關係、または、取引関係その他の利害関係がなく、株式会社名古屋証券取引所が定める独立役員要件を満し、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないこととしております。また、資質については、客観的・専門的な視点から経営全般やコーポレート・ガバナンスの監視と有益な助言を期待し選任することとしております。

【補充原則4 - 10】

当社では、独立社外取締役を選任しております。取締役会の過半数には達成しておりませんが、高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて適切な関与・助言を与えております。なお、指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会については当社事情に鑑み、現在のところ設置は考えておりません。

【補充原則4 - 11】

当社の取締役会は、各事業分野での知識・経験・能力が異なる取締役で構成されております。また、社外取締役は会社法及び名古屋証券取引所が定める独立性基準を満たす独立社外役員として届け出ており、取締役会において独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論が可能となっております。なお、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスにつきましては、現時点で開示はしておりませんが、今後、開示を検討してまいります。

【補充原則4 - 11】

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。また、取締役会及び監査役会の出席状況については株主総会招集通知に明記しております。なお、社外取締役は、当社以外の他の上場会社の社外役員を兼任しておりません。また、常勤監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっております。

【補充原則4 - 11】

取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することは行っておりませんが、取締役会の実効性について分析・評価を行う仕組みとして、当社では、四半期に一度、業務執行取締役から担当業務の業務執行状況や経営課題進捗状況の報告を受け、経営状況について相互に監視する仕組みとするなど当社の取締役会全体の実効性については有効に機能していると考えております。

【補充原則4 - 14】

取締役、監査役を対象として、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス、危機対応等をテーマとした研修会を定期的実施しております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主からの対話の申込みに対しては、担当部署を管理本部に定め、建設的な対話促進のための体制整備を行っており、積極的にIRイベント等へ出展し対話の場を設けることとしております。株主との対話結果はIR担当役員にフィードバックされており、重要な事項は取締役会へ報告する等、企業価値の向上に資するよう努めております。なお、対話においてはインサイダー情報、フェアディスクロージャールールに抵触することのないよう対応者へ周知徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	10%未満
--	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
奥山 宏昭	463,700	57.67
奥山 伸子	98,000	12.19
光通信KK投資事業有限責任組合	52,800	6.57
田村 信裕	19,200	2.39
UH Partners 2投資事業有限責任組合	11,500	1.43
光通信株式会社	8,000	1.00
株式会社UH5	6,000	0.75
梶沼 佑輔	5,100	0.63
佐野 恒男	5,000	0.62
高嶋 友子ほか1名	4,000	0.50

支配株主(親会社を除く)の有無 <b>更新</b>	奥山 宏昭、奥山 伸子
親会社の有無 <b>更新</b>	なし

#### 補足説明 **更新**

大株主の状況については、2025年12月31日現在の所有株式数及び割合を記載しております。  
当社は、2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記の所有株式数は分割前の株数で記載を行っております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 <b>更新</b>	名古屋 メイン
決算期 <b>更新</b>	12月
業種 <b>更新</b>	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数 <b>更新</b>	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 <b>更新</b>	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 <b>更新</b>	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 **更新**

支配株主との取引につきましては、原則として行わない方針としておりますが、やむを得ず取引を行う場合には、その取引に合理性があるか、又は当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせる等に特に留意し、当社取締役会決議により行う方針としており、当社及び少数株主に不利益とならないよう適切に対応して参ります。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 **更新**

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	10名
定款上の取締役の任期 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2年
取締役会の議長 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	6名
社外取締役の選任状況 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
弦巻 充樹	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
弦巻 充樹			法律に関する知見を生かした弁護士としての専門的見地から、経営全般、また内部管理に関して有用な意見をいただくため招請したものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無 更新

なし

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無 <span style="background-color: orange;">更新</span>	設置している
定款上の監査役の数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	4名
監査役の数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	3名

**監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新**

会計監査人である有限責任大有監査法人との間で金融商品取引法に基づく監査契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議・連携を行っております。また、監査役会設置会社として監査役が年間監査計画に基づき、取締役の業務の執行について監査を行うとともに、取締役会などの重要会議に出席し、意見を述べることにより、経営の実効性を高めることに努めております。更に内部監査については、内部監査担当が内部監査計画書に基づき、各部署の業務監査を実施し、監査終了後に内部監査報告書を代表取締役提出し、適宜業務の改善を行っております。なお、会計監査法人、監査役会、内部監査担当は、随時情報交換を行い、相互の連携を高め職務執行を監視できる体制を整えております。

社外監査役の選任状況 <span style="background-color: orange;">更新</span>	選任している
社外監査役の数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	2名

**会社との関係(1) 更新**

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
有馬 義憲	公認会計士													
吉川 英里	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
有馬 義憲			公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため招請したものであります。
吉川 英里			社会保険労務士としての豊富な経験と高い見識を当社の労務管理等の強化に活かしていただくため招請したものであります。

#### 【独立役員関係】

独立役員の数 [更新](#) 3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 [更新](#) 実施していない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 [更新](#) 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

報酬等の総額が1億円以上である者はありませんので、個別報酬の開示は行っていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を株主総会で決議しており、各取締役の報酬については取締役会で、代表取締役社長奥山宏昭氏に各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、重要事項については、必要に応じて電子メール等を利用した事前説明を行い、取締役会において効率的な審議や意思決定をサポートしております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

### 1. 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名(うち、社外取締役1名)で構成され、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の意思決定及び取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は毎月1回開催する他、必要に応じて随時に開催し、的確性と迅速性を確保しております。

### 2. 執行役員制度

当社は、経営と執行の役割分担を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、与えられた権限と代表取締役の委嘱する業務の範囲内で担当業務の執行責任を果たすこととし、業務執行の効率化と意思決定の迅速化に努めております。

### 3. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名体制で、毎月1回の監査役会を開催しております。各監査役は職務分担のもと、監査計画に従い、毎月開催される定時取締役会及び必要な都度開催される臨時取締役会に出席するほか、随時、経営会議への出席、資料の閲覧、代表取締役社長との定例会合、取締役との意見交換、関係者へのヒアリング、実地調査等を行うことにより、取締役の職務執行について厳正な監査を行っております。また、監査法人や内部監査担当と定期的に意見交換を行うとともに、監査役間の情報の共有に努めております。

### 4. 会計監査人

当社は、有限責任大有監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から会計監査を受けております。

監査を執行した公認会計士は、新井努氏、甲谷良太郎氏の2名であり、いずれも継続監査年数は3年以内であります。また、当該監査にかかる補助者は、公認会計士6名、その他2名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士との間に特別の利害関係はありません。

### 5. 内部監査

当社の内部監査は当社の業務に精通した内部監査担当が「内部監査規程」に基づき会社の経営目標の効果的な達成に役立つことを目的として、合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で経営諸活動の遂行状況を検討・評価し、経営の合理化・効率化と業務の適正な遂行を図ることとしております。

### 6. コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、取締役会にて9名以内を選任し、代表取締役社長を委員長、取締役のうち一人を副委員長とするとともにコンプライアンス統括管理者としております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンス規程に基づき、当社の法令順守状況を調査・確認し、取締役会に報告しております。

### 7. リスク管理委員会

当社のリスク管理委員会は、取締役会にて9名以内を選任し、代表取締役社長を委員長、取締役のうち一人を副委員長とするとともにリスク管理統括管理者としております。リスク管理委員会では、リスク管理規程に基づき、毎年四半期に1回定例会を開催し、当社を取り巻くさまざまなリスクに対する検討と対策を講じており、取締役会に報告しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社においては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を決定し、強い法的権限を有する監査役会が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。また、内部にコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設けガバナンス体制をより強化にすることとしております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2022年9月1日に施行された改正会社法に伴い、株主総会招集通知を当社のホームページに掲載し、電子提供を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算期末が12月31日のため、一般的な総会集中日を回避した総会日程となっております。
電磁的方法による議決権の行使	2026年3月26日開催の定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使を実施する予定であります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現在、当社の株主構成における機関投資家の比率は低く、議決権行使プラットフォームの利用は行っておりません。今後、株主構成等を勘案しながら検討を行ってまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、英文による提供を考えておりませんが、今後については海外投資家比率が概ね20%超を目安に、検討してまいります。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき事項であると考えております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名古屋証券取引所ネクスト市場上場直後の2025年1月に、名古屋証券取引所と証券会社様との共催の株式セミナーにおいて、個人投資家向けの説明会、また、2025年6月に名証IRオンラインセミナーに参加し、個人投資家向けに説明会を実施しました。更には、2025年9月に個人投資家が多数参加する名古屋証券取引所主催の「名証IRエキスポ2025」に出展いたしました。今後も定期的な説明会を開催できるよう、計画を立てて参りたいと考えております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2025年12月期は、オンラインによる機関投資家向け説明会、及び個別の機関投資家との説明会を2回実施いたしましたが、今後も定期的な説明会を開催できるよう、計画を立てて参りたいと考えております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在、当社の株主構成における海外投資家の比率が低いと見られており、今後検討すべき事項であると考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR専用ページを開設し、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、有価証券報告書についても掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役執行役員管理本部長を責任者とし、財務経理部を担当部署としてIR活動を行っております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程及びリスク管理規程を整備し、コンプライアンス並びにリスク管理の重要性を社内に浸透させ、誠実に適時・適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は、CSR(企業の社会的責任)の重要性を認識し、SDGsの理念を念頭に、IT業界を目指す学生の資格支援、ジェンダー平等、ユニセフならびに日本赤十字社への協力活動など、事業活動と連動した社会貢献に永続的に取り組んでいくこととしております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「高度な信頼性を求められる国内外の社会基盤サービスの領域において、専門性の高いIT技能集団による最新テクノロジーがお客様に新たな価値を提供し、未来を創造していく」という経営理念の実現に向けて事業展開を推進するにあたり、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の継続的な向上と企業の社会的責任を果たし、社会に信頼される会社を目指していくこととしております。これらを実現するために、取締役及び社員一同の職務執行の適正を確保するための体制整備が重要な経営上の手続きと認識し、最良のコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として内部統制システムの基本方針を以下のとおり取締役会決議により定めております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制を構築することとし、適格な業務執行の決定と取締役の職務の監督を徹底する。  
取締役及び使用人が一体となって法令・定款等を遵守することを徹底するとともに、内部規程等に基づきリスク管理体制の強化に取り組み、内部統制システムの充実に努める。  
代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するとともに、取締役及び社員に対してコンプライアンスに関する指導、教育、助言を継続的に実施する。  
取締役及び使用人は、コンプライアンスに違反する行為や違反する疑いを認識した場合は、「コンプライアンス規程」に基づき事態の迅速な把握と是正に努める。  
財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を適切に整備、運用する。  
監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る株主総会議事録、取締役会議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、「文書管理規程」等に基づき、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。  
取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。
3. 損失の危険に対する管理に関する規程その他の体制  
リスク管理の基本方針は、取締役会において決定し、「リスク管理規程」により、リスクの予防及びリスクの発生に備えた事前準備や処理体制の確立を行う。  
業務執行における日常のリスクは、各部門の部長（「リスク管理者」という。）が責任を持って対応し、重要なリスクの取扱い等については、リスク管理委員会で付議のうえ取締役会で決議する。  
不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部アドバイザーとも連携し、迅速に危機対応の体制をとり、損害及びその拡大を防止し、これを最小限にすべく行動する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により取締役の権限と責任を明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を確保するための体制を構築する。  
取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
5. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務の執行に関して補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、使用人を置くものとする。  
監査役を補助する期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されるものとし、人事異動及び人事評価に関しては、監査役会の同意を得なければならない。また、当該使用人の独立性を確保するため、当該業務を遂行するにあたっては、取締役の指揮命令を受けないものとする。
6. 取締役及び使用人が、監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人等は、当社に対して損失の危険がある事項及び不正行為や法令・定款に対する違反行為を認識した場合、また取締役会に付議すべき重要な事項が生じた場合には、監査役に対して速やかに報告しなければならない。  
監査役は、取締役会、経営会議、その他重要と認められる会議等に出席し、業務執行過程における意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するとともに、稟議書類等業務執行に係る文書を閲覧し、取締役及び使用人等に対して説明を求めることができる。  
社内通報に関する「内部通報規程」に基づく通報等の状況を監査役に報告するものとする。  
取締役及び使用人等は、監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。なお、報告を行った者は、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない。
7. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開催し、会社に対応すべき課題等について意思の疎通及び意見交換を実施し、監査役監査の実効性を高める。  
監査役は監査法人及び内部監査担当と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。  
監査役が職務執行により生じる費用の前払い等、その他の職務の執行により生じる費用又は債務の負担については、会社に請求することができる。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

- (1)反社会的勢力には、毅然とした態度で臨み、いかなる場合においても一切関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないこと、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とする。
- (2)取締役及び使用人は、「反社会的勢力対応規程」を遵守するとともに、事案の発生時には、関係行政機関等と緊密に連絡を取り、速やかに対処できる体制をとる。

## その他

### 1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無 更新 なし

該当項目に関する補足説明 更新

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制を参考資料として添付いたします。

